

全国連による 経営指導員等の資質向上 のための認定制度について

(経営支援マネージャー認定制度)

全国連 組織運営課

認定制度創設の背景

近年、中小・小規模企業の経営環境は、高度成長期のように「作れば売れる」という状況ではなくなり、新しい市場を求めて活路を開拓していくための経営革新など高度専門的な支援への

ニーズが高まっています。

このため、各県連、商工会においても、研修制度の充実、中小企業診断士の資格取得促進など様々な形で職員の資質向上に取り組んでいます。

しかしながら、高い資質を持つ職員を客観的に認証する制度が存在しないこと、中小企業診断士の資格取得準備と日常業務との両立が容易でないこと、各県で人材育成の考え方が異なることなどが課題となっています。

このような課題に対応していくためには、全国統一的な能力判断基準の設定や、必要とされるスキルを比較的短期間で効率的に習得できる研修の開発など人材育成の環境をよりしつかりと整備することが必要です。

このため、全国連では平成23年度から、一定の資質（中小企業大学校において、経営革新等高度専門的な課題について発展的な支援ができるスキルを身につける研修を修了するなど）を備えた商工会、商工会連合会職員を認証し、職員の資質向上に対する取り組みの促進と、支援業務に対するモチベーションアップを図ることを目的とした内部資格制度「認定経営支援マネージャー」を創設しました。

〈認定制度の概要〉

▶ 制度の目的

近年、経営革新等専門的な経営支援ニーズが高まっている。このため、所属商工会内外の支援ノウハウ・人材をコーディネートしながら、経営向上を総合的にサポートできる人材を育成する観点から、中小企業大学校の指定研修等を修了した商工会・商工会連合会職員を認定し、資質向上を促進する。

▶ 認定要件

- ① WEB研修^{*}の効果測定において高得点を取得した者（正答率80%以上）
※創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、全国統一カリキュラムによるインターネット上での研修により、専門化や資質向上に必要な知識を習得し、商工会の経営支援体制を高めることを目的として全国連が実施している制度
- ② 中小企業大学校における「小規模企業支援能力向上研修」を修了した者
※認定経営支援マネージャー制度創設と同時に中小企業大学校の講座として開設された支援人材のための研修で、経営革新など専門支援の演習が主な内容
- ③ 「②」の研修内容に関する論文を作成して、審査委員会による審査に合格した者
- ④ 中小企業大学校「中小企業支援担当者等研修」の専門研修（専門知識・実践力・分析力を修得）または上級研修（専門知識・総合力・応用力を修得）のうち全国連が指定した講座を3つ以上修了した者

以上、①～④の要件を満たし、かつ、県連会長の推薦を得た職員について認定審査委員会が審査し、合格した者を「経営支援マネージャー」として認定する。

なお、認定期間は5年とし、期間中の支援実績等により更新が可能となる。

認定を受ける職員に 求められる資質

この制度の認定者として期待している経営指導員等の姿としては、経営革新など高度・専門的な経営支援に関する一定の知識があり、所属商工会内外の支援ノウハウ・人材（専門家等）をコーディネートしながら、支援の対象となる会員、小規模企業の経営向上（売上や利益の向上、事業承継など）を総合的にサポートできる人材です。

県連直轄の広域担当指導員、個々の

各地の商工会連合会の取り組み

単位商工会所属の経営指導員（補助員など、他の職制の職員も含む）のいずれであっても、企業支援スキルの向上を目指し、全国連による認定を求める者であれば、本認定制度の対象としています。

本制度における認定の流れは（ヘスキム図）のとおりです。現在までに11県、45名が認定されています。

認定者のうち28名を輩出している栃

